

中世末期メクレンブルクにおける世帯の規模と構成

— 数量的分析の試み —

高 木 正 道

I 史料と本稿の課題

一四九五年、メクレンブルク公マグヌス二世（一四七七一—一五〇三）も列席したヴォルムスの帝国議会において、皇帝マクシミリアン一世（一四九三—一五一九）は、同議会で合意された帝国援助と帝国最高法院（Reichskammergericht）の費用を賄うために、向こう四年間にわたって一般帝国税をすべての帝国臣民から徴収することを承認された。⁽³⁾ この一般帝国税は、人頭税と財産税の結合物ないしは財産の多寡に応じた一種の人頭税という性格をもっていた。一四九五年八月七日の帝国決定によって規定されたその徴収基準をシューラー（Peter-Johannes Schuler）に倣って一覧表にまとめれば、表1のようになる。⁽⁴⁾ われわれが以下で問題にする住民はすべて、一シリングの人頭税を納める階層に属する。

一四九六年、メクレンブルクでもカイザーペーデ（ゲマイナー・プフェニヒ）がいくつかの地域で徴集された。そのと

表 1 ゲマイナー・プフェニヒの徴収基準

人 頭 税	財 産 税				ユダヤ人
	I	II	III	IV	V
15歳以上の 人々(男も 女も)24名 で 1 Gulden 一人につき 1/24 Gulden = 1 シリング	500 Gulden の財産 または 年25 Gulden の定期金	1000 Gulden の財産 または 年50 Gulden の定期金	1000 Gulden 以上の財産 1 Gulden 以上, “sovil sein Andacht ist” (つまり,自 己査定)	諸侯と貴族 “nach irem stand”	ユダヤ人 (年齢制限 なし) a)人頭税: 各人 年齢制限な く 1 Gulden b)財産税: “nach Vermögen und Gele- genheit”
	家族構成員は, 自己の財産がないか ぎり, 人頭税を!				

法経研究三四卷三号(一九八六年)

き作成された目録が、フランツ・エンゲル(Franz Engel)によって翻刻された注(1)の史料である(5)。それは、都市とフォークタイ(さらに村落)ごとに、くだんの帝國税を支払う義務のある者およびかれらが納めた額または納めるべき額を記した、全成人(ここでは十五歳以上(6)の男女を意味する)についてのいわば住民台帳とも言うべき性格を備えている。この史料を利用した重要な研究としては、フリードリヒ・シュトゥール(Friedrich Stuhl)の論文「中世末期メクレンブルクの人口」(7)を挙げる事ができる。前世紀の末にかれは、シュヴェーリンの文書館に所蔵されていたハントシュェリフトに基づいてこの研究を行ったのであるが、かれの論文の主たる狙いは中世末期のメクレンブルクにおける総人口を究明することにあった。男女の比率や成人人口に占める奉公人(下男、下女)の割合にも関心が向けられているが、世帯の規模と構成の問題はまったくと言ってよいほど視野の外に置かれている。本稿の課題は、シュトゥールの研究を参考にしながら、かれと同じ史料を用いて、当時のメクレンブルクにおける世帯の規模と構成を数量的に分析し、都市の世帯と農村の

それとの基本的な相違を明らかにすることにある。それゆえ、以下で考察の対象になるのは、世帯の規模のみならず、世帯の構成も判るような仕方では史料に記載されている都市と村落に限られる。

II Boizenburg 市と同フォークタイ管轄の諸村落

カイザーベーデレギスター (MKR, S. 71-88) より、Boizenburg 市と、同フォークタイ管轄の諸村落のうち世帯の規模と構成が明らかになる十一村落の成人人口の集計表を作成すると、表2のようになる。⁽⁸⁾

表2の《Männer》と《Frauen》は、家長 (Hausherr) と家婦 (Hausfrau) を意味するのではない。つまり、《Männer》には、家長のほかは、息子 (Söhne) および下男 (Knechte) を除く十五歳以上のすべての男性が、したがって家長と家婦の父親や兄弟が含まれる。同様に《Frauen》には、家婦のほかは、娘 (Töchter) および下女 (Mägde) を除く十五歳以上のすべての女性が、したがって家長と家婦の母親や姉妹が含まれる。

下男と下女についても、注意を要する。シュトゥールによれば、⁽⁹⁾「下男と下女」には、「他人の世帯で給金を得て働く」(in fremdem Haushalt gegen Lohn arbeiten) すべての男女が含まれると考えられる。つまり、史料によっては——例えば一七〇三年と一七五一年の告解者リストのように——世帯を共にしている自分の息子や娘であっても、他家の使用人として働いている場合は、下男・下女と書かれることがあった。われわれが用いているカイザーベーデレギスターではほとんど例外なく、自分の子供たちは、《servus, ancilla, famula》等と区別されて、《filius, filia》と表示されているようであるが、表中の成人人口全体に占める下男と下女の比率を読むさいには、いま述べた点がある程度まで顧慮することが必要かもしれない。

表 2 Boizenburg 市と同フォークタイ管轄の11村落の成人人口の構成

都市・村落名	Ma	Fr	S	T	K	M	Su	K/Su%	M/Su%	男%	女%
都市 Boizenburg	166 167	181 180	15	25	37	31	455	8.1	6.8	47.9 48.1	52.1 51.9
以下村落 Zweedorf	24	23	4	3	7	3	64				
Nostorf	13	12	6	2	1	2	36				
Bandekow	11 10	12 13	2	3	4	2	34				
Gülze	27	26	2	0	4 5	4 3	63				
Bahlen	8	9	0	0	6 5	1	24 23				
Gothmann	16	18	2	1	1	3	41				
Steder	7	8	1	0	0	0	16				
Dersenow	24	27 28	0	0	4	4	59 60				
Bickhusen	8 9	10	5	0	0	1	24 25				
Rensdorf	8	9	1	2	0	0	20				
Gehrum	8	9	2	3	1 0	0 1	23				
11 Dörfer	154 163 165	163 165	25	14	28 27	20	404 405	6.9 6.67	5 4.94	51.2 50.9	48.8 49.1

Ma=Männer

Fr=Frauen

S=Söhne

T=Töchter

K=Knechte

M=Mägde

Su=Summe

男=Ma+S+K

女=Fr+T+M

法経研究三四卷三号（一九八六年）

各欄の上段の数字はシュトゥールの算出した数値である。下段のそれは筆者が前述の史料に基づいて得た数値である（但し、シュトゥールの数値に等しい場合は省略してある）。両者の計算結果には若干の差異が見られる。その原因は、シュトゥールの判読あるいは計算のミスか、エンゲルの翻刻ミスか、筆者の読み違いかのどれかにあると思われるが、いずれにしても、それらの違いは誤差の範囲にとどまると見てよいであろう。

すでにシュトゥールが指摘していることであるが、都市では女性人口の比率が男性人口のそれを上回っているのにたいして、農村部では逆に男性人口の比率が女性人口のそれを若干上回っていることを、まず確認することができる。これは、後段でも再確認されるように、都市と農村を比較した場合の一般的な特徴である。また表2で見える限り、成人人口全体に占める使用人（下男と下女）の割合は、農村部よりも都市において高い。

さて、上記の都市と諸村落の世帯を規模別に、つまり世帯を構成している成人の数にしたがって分けると、表3のようになる。

この表を一瞥して明らかのように、工業化以前の社会においては大家族が支配的であったという説は、少なくともこの地方に関する限り、到底成り立ちえない。都市と農村のいずれにおいても、最大の割合を占めているのは二人の成人から成る世帯で、次が三人の成人から成る世帯である。両者を合わせると、都市では全世帯の七〇・六パーセント、農村では八一・四パーセントに達する。

さて、一世帯あたりの成人人口の平均値は農村（二・七）よりも都市（二・三八）において小さくなっているが、その主要な原因の一つは、都市では単独世帯の比率が農村のそれ（二パーセント）にたいして十六・八パーセントと相対的にかなり高いことにある。また三人以上の成人から成る世帯の合計が全世帯に占める割合を比べてみると、都市の三七・七パーセント（これには、表に載っていない一つの七人世帯も含まれる）にたいして、農村は四九・三パーセントであり、

表 3 Boizenburg 市と同フォークタイ管轄の11村落の世帯規模

都市・農村名	I	II	III	IV	V	VI	合計	平均
Boizenburg ¹⁾	32 (16.8)	87 (45.5)	48 (25.1)	18 (9.4)	4 (2.1)	1 (0.5)	191	2.38
Zweedorf	1	8	8	3	1	1	22	2.91
Nostorf	1	6	1	1	2	1	12	3
Bandekow	0	3	5	2	1	0	11	3.09
Gülze	0	14	9	2	0	0	25	2.52
Bahlen	1	2	2	3	0	0	8	2.88
Gothmann	0	8	7	1	0	0	16	2.56
Steder	0	5	2	0	0	0	7	2.29
Dersenow	0	15	6	3	0	0	24	2.5
Bickhusen	0	5	2	1	1	0	9	2.78
Rensdorf	0	4	4	0	0	0	8	2.5
Gehrum	0	3	3	2	0	0	8	2.88
11 Dörfer	3 (2.0)	73 (48.7)	49 (32.7)	18 (12.0)	5 (3.3)	2 (1.3)	150	2.7

I = 単独世帯 II = 2人世帯 III = 3人世帯 IV = 4人世帯
 V = 5人世帯 IV = 6人世帯 平均 = 1世帯あたりの成人人口の平均値
 () 内の数値はパーセンテージを表す。

注 1) Boizenburg 市には、この表に載っている以外に、7人(夫婦と3人の息子と2人の娘)から成る世帯が一つある。

これも農村における一世帯あたりの成人人口の平均値を高める一要因となっている。すでに触れたように、都市でも農村でも二人世帯が最も優勢な世帯規模であるが、その比率は都市（四五・五パーセント）よりも農村（四八・七パーセント）において高い。

続いて、単独世帯と二人世帯の構成の内訳を見てみると、表4のようになる。

都市における単独世帯について注目すべきは、女性の単独世帯の割合が六二・五パーセントと男性のそれ（三七・五パーセント）をかなり上回っているという点である。もちろん、カイザーベーデレギスターは十五歳以下の未成年者についてはまったくも語っていないので、これらの女性がまだ成年に達していない子供たちと一緒に暮らしていたという可能性を否定することはできないが、おそらく彼女たちの大多数は寡婦であったと考えて間違いないであろう。ともかく、農村よりも都市のほうが、女性が一人で暮らすのに相対的に恵まれた環境であったように思われる。というよりもむしろ、農村において女性が一人で生活するのは極めて困難であったと言ったほうが、おそらく実情に即しているにちがいない。

次に二人世帯に目を向けると、都市と農村のいずれにおいても、夫婦から成る世帯が、二人世帯全体の圧倒的多数を占めている（都市で八六・二パーセント、農村で九五・九パーセント）。むしろこの場合、大抵の夫婦には十五歳以下の子供あるいは子供たちがいたと推測されるので、これらの世帯の大部分は夫婦とその子供たちによって構成されていたと考えられる（一般に成人と未成年者の比率はおよそ三対一、すなわち総人口の約二五パーセントが未成年者であったと見積もられている）。そしてこのような世帯の割合は、都市で一九一の総世帯の三九・二七パーセント、農村では一五〇の総世帯の四六・六七パーセントにのぼっており、それゆえわれわれは、夫婦とその未成年の子供たちから成る世帯が中世末期のこの地方における最も一般的な形態の世帯構成であったという結論に達せざるをえないのである。ちなみに、「その

表 4 単独世帯および2人世帯の構成類型

都市・村落名	I			II										合計
	Hh	Hf	合計	Hh + Hf	Hh + S	Hh + T	Hh + K	Hh + M	Hf + S	Hf + T	Hf + K	Hf + M	その他	
Boizenburg	12	20	32	75	0	0	2	3	0	2	1	1	3	87
Zweedorf	1	0	1	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
Nostorf	1	0	1	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6
Bandekow	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
Gülze	0	0	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14
Bahlen	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
Gothmann	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
Steder	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
Dersenow	0	0	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15
Bickhusen	0	0	0	3	1	0	0	0	1	0	0	0	0	5
Rensdorf	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
Gehrum	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
11 Dörfer	2	1	3	70	2	0	0	0	1	0	0	0	0	73

Hh=Hausherr

Hf=Hausfrau

その他の略記号は表2・表3に同じ。

法経研究三四卷三号（一九八六年）

他」の欄にある Boizenburg 市の三つの二人世帯のうち、二つは家長とその姉もしくは妹、残りの一つは家婦とその母親という構成である。

さらに三人以上の成人から成る世帯の考察に移ろう。まず三人世帯の構成の内訳を示すと、表5のようになる。

都市の三人世帯に特徴的な点は、夫婦とその成人に達した息子という構成が極めて少ないことである。この点はおそらく、都市における農村とは違った職業修得のあり方に関連しているように思われる。農村には「その他」の類型に属する三人世帯が都市に比べてかなりたくさん存在するが、それらのほとんどすべてが父母または兄弟姉妹のいずれかとの同居世帯である。また表5で見ると、夫婦と下男または下女から成る三人世帯の数が比較的多く、都市では四八の三人世帯のうち三〇（六二・五パーセント）を、農村では四九の三人世帯のうち二四（約四九パーセント）を占めている。

煩雑になることを避けるため、四人世帯・五人世帯および六人世帯のそれぞれについて逐一説明するのはやめて、以下ではこれら三つのグループをひとまとめにして扱うことにする。Boizenburg 市には、表3に載っていない一つの七人世帯を含めると、四人以上の成人から構成されている世帯は全部で二四存在し、それらの人口数は総計一〇五名になる。同じく同フォークタイの管轄に属する十一村落には、四人以上の成人から構成されている世帯は全部で二五存在し、それらの人口数は総計一〇九名になる。表6は、これらの世帯の全体的特徴を明らかにするために作成したものである。

この表には、四人以上の成人から成る全世帯の人口構成が示されている。家族の核としての家長と家婦を別にすれば、都市では下男と下女の合計比率（二九・五パーセント）が息子と娘のそれ（二二・八八パーセント）を越えているのにならして、農村では息子と娘の合計比率（二二・二パーセント）のほうが下男と下女のそれ（二〇・二パーセント）を越えている点に、都市と農村の相違が見られる。

最後に、家長もしくは家婦の父母や兄弟姉妹を一人以上含む世帯の比率を都市と農村について比較してみると、次のよ

表5 3人世帯の構成類型

都市・村落	その他の内訳												
	Hh + Hf + S	Hh + Hf + T	Hh + Hf + K	Hh + Hf + M	Hf + S + T	そ の 他	合 計	Hh + Hf + m	Hh + Hf + p	Hh + Hf + s	Hh + Hf + f	Hh + Hf + l	Hh + M + m
Boizenburg	1	13	15	15	0	4	48	3	0	0	1	0	0
11 Dörfer	7	3	14	10	1	14	49	9	1	1	1	1	1

p=pater m=mater f=frater s=soror

その他の略記号はこれまでの表に同じ。

注 1) “una vetula”

法経研究三四卷三号（一九八六年）

表6 4人以上の成人から成る世帯の人口構成

都市・村落	Hh	Hf	S	T	K	M	その他	合 計
Boizenburg	24 (22.9)	24 (22.9)	14 (13.3)	10 (9.5)	19 (18.1)	12 (11.4)	2 (1.9)	105
	(45.8)		(22.8)		(29.5)			
11 Dörfer	25 (22.9)	24 (22.0)	14 (12.8)	10 (9.2)	13 (11.9)	9 (8.3)	14 (12.8)	109
	(44.9)		(22.0)		(20.2)			

表作成のルールおよび略記号はこれまでの表に同じ。

うな結果が得られる。

Boizenburg 市——

四人以上の成人から成る世帯の総数は二四、うち二世帯（八・三%）

三人以上の成人から成る世帯の総数は七二、うち六世帯（八・三%）

同フォークタイの管轄に属する十一村落——

四人以上の成人から成る世帯の総数は二五、うち九世帯（三六%）

三人以上の成人から成る世帯の総数は七四、うち十二世帯（十六・二%）

このように、まえもって予想されたことではあるが、家長または家婦の父母や兄弟姉妹を含む世帯の比率は、四人以上の成人から成る世帯の場合も、三人以上の成人から成る世帯の場合も、農村よりも都市において相対的にかなり低くなっている。これは、農村よりも都市において家族的な結びつきの弛緩が進んでいたことの現われである、と見てよいであろう。

III Gadebusch 市と同フォークタイ管轄の諸村落

前節と同様に、カイザーバーデレギスター（MKR, S. I-39）より、Gadebusch 市と、同フォークタイ管轄の諸村落のうち世帯の規模と構成が明らかになる二五村落の成人人口の集計表を作成すると、表7のようになる。⁽¹²⁾

シエトゥールの数値と筆者のそれとのあいだにはほとんど差がないことを確認したうえで、われわれはここでもまず、農村では男性人口の比率が女性人口のそれを若干上回っているのにたいし、この都市では後者のほうが前者を十パーセン

表7 Gadebusch 市と同フォークタイ管轄の25村落の成人人口の構成

都市・村落名	Ma	Fr	S	T	K	M	Su	K/Su %	M/Su %	男%	女%
都市 Gadebusch	186	209 208	13	17	27	52	504 503	5.4	10.3	44.8 44.9	55.2 55.1
以下村落 Jarmstorf	18 17	16 17	0	0	1	0	35				
Wakenstädt	6	6	0	1	2	1	16				
Ganzow	11	13	3	2	0	0	29				
Meezen	18 19	21 19	4	4	1	0	48 47				
Möllin	11	9	2	0	2	0	24				
Kl. Hundorf	4	3	0	0	0	0	7				
Buchholz	10	8	0	0	0	0	18				
Passow	10	12	0	1	2	0	25				
Güstow	11 12	14	2	2	0	0	29 30				
Vietlühbe	11 13	14 12	3	1	1	0	30				
Veelböken	11	11	1	1	0	0	24				
Dragun	13	14	3	7	3	1	41				
Rosenow	7	7	1	1	1	1	18				
Pätrow	5	7	0	2	4	1	19				
Wollaghe	1	2	0	0	0	0	3				
Käselow	12	12	0	0	1	0	25				
Bleese	5	5	0	0	0	0	10				
Renzow	12	11	0	0	0	0	23				
Steinbeck	10	10	0	0	0	0	20				
Neu-Pokrent	12	11	0	1	0	0	24				
Gross-Salitz	19	21	1	3	2	0	46				
Krembz	11	11	3	0	0	0	25				
Klein-Salitz	10	10	2	0	0	0	22				
Radegast	8	8	3	1	0	0	20				
Roggendorf	19	17	5	0	4	1	46				
25 Dörfer	265 268	273 270	33	27	24	5	627	3.8	0.8	51.4 51.8	48.6 48.2

法経研究三四卷三号（一九八六年）

表作成のルールおよび略記号は表2に同じ。

ト以上も上回っていることを指摘することができる。またこの地域でも、成人人口全体に占める使用人（下男と下女）の割合は農村よりも都市において高く、しかもここでは両者のあいだに相当の開きが認められる。その主たる原因は、さきに見た Boizenburg 管区との比較で言えば、この地区の農村における使用人口の低い比率にある。

次に、上記の都市と諸村落の世帯を規模別に分けると、表 8 のようになる。

前節で見た Boizenburg 市と同フオークタイの諸村落の場合と同様に、この地域においても、都市・農村の如何を問わず、二人の成人から成る世帯が最も支配的な世帯であり、その比率は都市（四八・四パーセント）よりも農村（六〇パーセント）において高い。しかし、二番目に多い世帯は、農村では三人以上の成人から成る世帯であるのたいして、都市では単独世帯である。Boizenburg 市よりも Gadebusch 市のほうが大規模である事実を考慮すれば、こちらのほうが都市の姿をより典型的に表しているように思われる。そしてわれわれはここでも、前工業化社会における大家族について語ることはまったくできないのである。

この地域における一世帯あたりの成人人口の平均値は、前節で考察した地域よりも——都市と農村の両方において——小さくなっているが、農村（二・四一）よりも都市（二・二四）のほうが小さいという点では基本的に同じ傾向を示している。そしてその主要な原因の一つは、やはり都市における単独世帯の高比率である。それはこの都市ではとりわけ高く、二二・七パーセントにもほっている（農村のそれは八・一パーセント）。三人以上の成人から成る世帯の合計が全世界帯中に占める割合を比べてみると、都市が二八・八パーセントであるのたいして、農村は三二パーセントとなっており、これも農村における一世帯あたりの成人人口の平均値が相対的に高いことの一要因を成している。

続いて、単独世帯と二人世帯の構成の内訳を見てみると、表 9 のようになる。

表 9 に示されているように、都市における女性の単独世帯の割合はここでも五六・九パーセントと大きく、男性のそ

表8 Gadebush 市と同フォークタイ管轄の25村落の世帯規模

都市・村落名	I	II	III	IV	V	VI	合計	平均
Gadebusch	51 (22.7)	109 (48.4)	37 (16.4)	21 (9.3)	3 (1.3)	4 (1.8)	225	2.24
Jarmstorf	14	9	1	0	0	0	24	1.49
Wakenstädt	0	2	4	0	0	0	6	2.67
Ganzow	0	4	3	3	0	0	10	2.9
Meezen	1	10	2	5	0	0	18	2.61
Möllin	0	4	4	1	0	0	9	2.67
Kl. Hundorf	1	3	0	0	0	0	4	1.75
Buchholz	0	7	0	1	0	0	8	2.25
Passow	2	6	1	2	0	0	11	2.27
Güstow	1	10	1	0	0	1	13	2.31
Vietlütbe	0	3	4	3	0	0	10	3
Veelböken	0	6	0	3	0	0	9	2.67
Dragun	0	5	4	2	1	1	13	3.15
Rosenow	0	5	1	0	1	0	7	2.57
Pätrow	1	2	1	0	1	1	6	3.17
Wollaghe	0	0	1	0	0	0	1	3
Käselow	0	9	1	1	0	0	11	2.27
Bleese	0	5	0	0	0	0	5	2
Renzow	1	11	0	0	0	0	12	1.92
Steinbeck	0	10	0	0	0	0	10	2
Neu-Pokrent	0	9	2	0	0	0	11	2.18
Gross-Salitz	0	13	4	2	0	0	19	2.42
Krembz	0	9	1	1	0	0	11	2.27
Klein-Salitz	0	5	4	0	0	0	9	2.44
Radegast	0	3	2	2	0	0	7	2.86
Roggendorf	0	6	7	2	1	0	16	2.88
25 Dörfer	21 (8.1)	156 (60.0)	48 (18.5)	28 (10.8)	4 (1.5)	3 (1.2)	260	2.41

表作成のルールおよび略記号は表3に同じ。

表9 単独世帯および2人世帯の構成類型

都市・村落名	I				II									合計	
	Hh	Hf	その他	合計	Hh + Hf	Hh + S	Hh + T	Hh + K	Hh + M	Hf + S	Hf + T	Hf + K	Hf + M		その他
Gadebusch	15	29	7	51	100	0	1	0	0	2	1	0	1	4	109
Jarmstorf	7	7	0	14	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
Wakenstädt	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
Ganzow	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
Meezen	0	1	0	1	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
Möllin	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
Kl. Hundorf	1	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
Buchholz	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
Passow	0	2	0	2	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
Güstow	0	1	0	1	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
Vietlütbe	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
Veelböken	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
Dragun	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
Rosenow	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5
Pätrow	0	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
Wollaghe	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Käselow	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
Bleese	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
Renzw	1	0	0	1	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
Steinbeck	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
Neu-Pokrent	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
Gross-Salitz	0	0	0	0	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13
Krembz	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
Klein-Salitz	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
Radegast	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
Roggendorf	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
25 Dörfer	9	12	0	21	154	0	1	0	0	0	0	0	0	1	156

表作成のルールおよび略記号は表4に同じ。

中世末期メクレンブルクにおける世帯の規模と構造

れ（二九・四パーセント）を大幅に上回っている。但し、これらの女性の単独世帯には、十人（ $\frac{1}{10}$ 世帯）の信徒修道女性（de bagghyve tom hiligen gheiste）が含まれてゐる（MKR, S. 13）。また前節において、単独世帯で暮らしている女性の大多数は寡婦であったにちがいないと述べたが、Gadebusch 市に関する史料には実際はつきり「寡婦」（wedewe）と付記されている例も見られる（MKR, S. 3 und 4）。「その他」の欄に挙げられている同市の七つの単独世帯のうち、その一つは下男（MKR, S. 13）が、残りの六つは下女（MKR, S. 4, 10 und 13）が独立した世帯主として扱われているように思われる。これらを加えて単独世帯の男女別比率を求めると、男性のそれは三一・四パーセント、女性のそれは六八・六パーセントになる。

次に二人世帯に移ると、この地域においても、都市・農村の如何を問わず、夫婦から成る世帯が二人世帯全体の圧倒的多数を占めている（都市で九一・七パーセント、農村で九八・七パーセント）。そしてこのような世帯の割合は、都市で二二・五の総世帯の四四パーセント、農村では二六〇の総世帯の五九パーセントにのぼっている。それゆえわれわれはここでも、夫婦とその未成年の子供たちから成る世帯が中世末期のこの地方における最も標準的な形態の世帯構成であったという結論に達せざるをえないのである。

「その他」の類型に属する二人世帯について触れておくと、都市における四つの世帯の構成は、それぞれ、①家長と多分その弟、②家長とその母親、③下女と下男（MKR, S. 3）、④二人の下女（MKR, S. 13）となっている。また農村の一つは、家長とその母親という構成である。

三人世帯の構成の内訳を一覧表にして示すと、表10のようになる。

ここでもまた、特に目を惹くのは、都市の三人世帯には夫婦とその成人に達した息子という構成が著しく少ないという点である。都市で最も多いのは夫婦と下女という世帯構成で、三七の三人世帯全体の四三・二パーセントを占めている。

表10 3人世帯の構成類型

都市・村落	その他の内訳																		
	Hh+	Hh+	Hh+	Hh+	Hh+	その他	合計	Hh+	Hh+	Hh+	Hh+	Hh+	Hh+	Hh+	Hf+				
	S	T	K	M	M			m	v	s	b	1)	2)	3)	v	S	M	M	4)
Gadebusch	1	6	4	16	1	9	37	4	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	1
25 Dörfer	14	7	13	2	0	12	48	6	3	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0

v=vader m=moder b=broder s=suster

その他の略記号はこれまでの表に同じ。

注 1) 名前からして明らかに男であるが、世帯主との関係は不明。

注 2) 女であることは確かであるが、世帯主との関係は不明。

注 3) “syn inste”

注 4) おそらく世帯主しての家婦の弟。

中世末期メクレンブルクにおける世帯の規模と構成

表11 4人以上の成人から成る世帯の人口構成

都市・村落	Hh	Hf	S	T	K	M	その他	合計
Gadebusch	27 (22.0)	26 (21.1)	10 (8.1)	8 (6.5)	21 (17.1)	24 (19.5)	7 (5.7)	123
	(43.1)		(14.6)		(36.6)			
25 Dörfer	37 (24.7)	36 (24.0)	18 (12.0)	19 (12.7)	11 (7.3)	3 (2.0)	26 (17.3)	150
	(48.7)		(24.7)		(9.3)			

表作成のルールおよび略記号は表6に同じ。

これにたいして農村においては、夫婦とその成人に達した息子という世帯構成が最も多く、次に多いのが夫婦と下男から成る世帯で、両者を合わせると、四八の三人世帯全体の約五六・三パーセントにもなる。

表11は、前節と同様に、四人世帯・五人世帯および六人世帯を一括して、これらの世帯の全体的特徴を明らかにするために作成したものである。Cadebusch市には四人以上の成人から構成されている世帯は全部で二八存在し、それらの人口数は総計一二三名を数える。同じく同フォークタイの管轄に属する二五村落には、四人以上の成人から構成されている世帯は全部で三五存在し、それらの人口数は総計一五〇名を数える。

ここでもわれわれは、前節で確認したのと同じ傾向をさらにはっきりした形で見出すことができる。すなわち、四人以上の成人から成る全世帯の人口の重要な構成要素が、都市では下男と下女である（合計で三六・六パーセント）のにたいして、農村では息子と娘であり（合計で二四・七パーセント）、この点での都市と農村のコントラストが明瞭に示されている。このような相違は、都市と農村における社会化（Socialization）および職業修得のあり方の違いとの関連で説明されるべき問題であろう。

家長もしくは家婦の父母や兄弟姉妹を一人以上含む世帯の比率を都市と農村について比較してみると、以下のような結果が得られる。

Cadebusch 市——

四人以上の成人から成る世帯の総数は二八、うち六世帯（二一・四％）

三人以上の成人から成る世帯の総数は六五、うち十世帯（十五・四％）

同フォークタイの管轄に属する二五村落——

四人以上の成人から成る世帯の総数は三五、うち十七世帯（六八％）

三人以上の成人から成る世帯の総数は八三、うち二八世帯(三三・七%)

やはりここでも、家長または家婦の父母や兄弟姉妹を含む世帯の比率は、四人以上の成人から成る世帯の場合も、三人以上の成人から成る世帯の場合も、都市よりも農村で相当に高くなっており、農村地域における家族的な結びつきの相対的な強さを示唆している。

IV Goldberg 市・Krakow 市と同フォークタイ管轄の諸村落

カイザーベーレレジスター(MKR, S. 134-149)より、Goldberg 市・Krakow 市と、同フォークタイ管轄の諸村落のうち世帯の規模と構成が明らかになる十五村落の成人人口の集計表を作成すると、表12のようになる。

シュトゥールの数値と筆者のそれとの差は、Wendisch-Waren 村を除けば、決して重大なものではない。また同村の総人口数に関してなぜこのような違いが生じたかについてはまったく不明であるが、それによってこれらの十五村落全体の世帯の特徴が大きな変更をこうむるとは考えられないので、この差は無視しても構わないであろう。

さて、表に示されているように、都市では女性人口の比率が男性人口のそれを僅かながら上回っているのにたいして、農村では後者のほうが前者を若干上回っている。このような状況は、われわれがすでに指摘した一般的現象の再確認にすぎない。だが、成人人口全体に占める使用人の割合は、この地域では——これまでの例とは反対に——都市よりも農村において高くなっており、その原因は、Boitzenburg 管区や Gadebusch 管区との比較で言えば、Goldberg 市における使用人口の低い比率にある。

上記の都市と村落の世帯を規模別に分けると、表13のようになる(但し、Krakow 市は、その世帯構成が明らかになる

表12 Goldberg 市・Krakow 市と同フォークタイ管轄の15村落の成人人口の構成

都市・村落名	Ma	Fr	S	T	K	M	Su	K/Su%	M/Su%	男%	女%
都市 Goldberg	77 76	85 86	13	8	7	5	195	3.9	2.7	49.7	50.3
都市 1) Krakow	155				7	5	167			49.2	50.8
以下村落 Brützig	19	19	1	1	5	5	50	6.9 6.97	4.6 4.46	51.2 51.5	48.8 48.5
Disterow	25	26	3	2	10	8	74				
Grambow	18	17	4	3	4	2	48				
Sehlsdorf	14	14	0	0	12	7	47				
Benthen	29	32	3	3	3	4	74				
Welzin	24	26	5	3	3	1 0	62 61				
Woosten	26	25	3	4	2	0	60				
Wend.-Waren	23 20	26 23	4 3	1	1	0	55 48				
Kirch-Kogel	22 23	23	5	0	2	1	53 54				
Suckwitz	10	12	2	1	0	0	25				
Reimersshagen	14	12	1	1	3	1	32				
Kl. Tessin	10	12	1	3	1	1	28				
Bellin	22	24	9 10	1 0	3	3	62				
Gr. Breesen	15	17	3	2	1	0	38				
Steinbeck	5	6	1	4	0	0	16				
15 Dörfer	276 274	291 288	45	29 28	50	33	724 717	6.9 6.97	4.6 4.46	51.2 51.5	48.8 48.5

表作成のルールおよび略記号は表2に同じ。

注 1) MKR(S.145-147) で見る限り、Krakow 市の成人人口が167名であることは確認されるが、下男と下女の人数は判らない。シュトゥールが前者を7人、後者を5人としている理由は不明である。

表13 Goldberg 市と同フォークタイ管轄の15村落の世帯規模

都市・村落名	I	II	III	IV	V	VI	合計	平均
Goldberg	0 (0.0)	43 (59.7)	14 (19.4)	10 (13.9)	3 (4.2)	2 (2.8)	72	2.71
Brütz	0	10	6	3	0	0	19	2.63
Distelow	1	14	3	5	2	1	26	2.85
Grambow	0	7	6	4	0	0	17	2.82
Sehlsdorf	0	4	3	5	2	0	14	3.36
Benthen	0	16	7	4	1	0	28	2.64
Welzin	0	14	7	3	0	0	24	2.54
Woosten	0	14	5	3	1	0	23	2.61
Wend.-Waren	2	12	3	2	1	0	20	2.4
Kirch-Kogel	2	15	6	1	0	0	24	2.25
Suckwitz	2	7	3	0	0	0	12	2.08
Reimersshagen	2	6	2	3	0	0	13	2.46
Kl. Tessin	0	5	6	0	0	0	11	2.55
Bellin	0	16	10	0	0	0	26	2.38
Gr. Breesen	0	8	3	2	1	0	14	2.71
Steinbeck	1	2	1	2	0	0	6	2.67
15 Dörfer	10 (3.6)	150 (54.1)	71 (25.6)	37 (13.4)	8 (2.9)	1 (0.4)	277	2.59

表作成のルールおよび略記号は表3に同じ。

ような仕方では記載されていないので省略する。

一世帯あたりの成人人口の平均値は、都市・農村のいずれについても比較的大きな値を示しており、しかも都市におけるそれが二・七一と非常に大きいため、この地域では——すでに考察したケースとは逆に——都市の平均値のほうが農村のそれ（二・五九）を上回っている。その原因は、なによりもまずこの都市には単独世帯がまったく存在しないということにある。都市でも農村でも二人世帯が最も支配的な世帯規模であるという点はこれまでの観察と変わらないが、その比率は——これまたこれまでの例とは反対に——農村（五四・一パーセント）よりも都市（五九・七パーセント）において高い。

このような Goldberg 市の性格が何に由来するかを知るためには、もっと立入った考察を必要とするが、同市が極めて小規模であることからして、われわれはこうした現象を例外的なものとして扱うのが無難であろう。

単独世帯と二人世帯の構成の内訳を見てみると、表14のようになる。

農村に存在する七つの女性単独世帯のうち、はつきり「寡婦」(widua)と付記されているものが三つある(MKR, S. 143 und 149)。二人世帯について見ると、都市と農村の両者において、夫婦から成る世帯が、二人世帯全体の圧倒的多数を占めている（都市で九七・七パーセント、農村で九四パーセント）。そしてこのような世帯の割合は、都市で七二の総世帯の五〇・九パーセント、農村では二七七の総世帯の五〇・九パーセントにのぼっている。したがって、中世末期のこの地方における最も標準的な世帯は夫婦とその未成年の子供たちから成っていたにちがいないというわれわれの結論は、ここでも再確認されるのである。「その他」の欄にある農村の四つの二人世帯の構成について述べておくと、そのうちの一つは二人の下女(MKR, S. 140) 残りの三つはすべて下男と下女となっている。但し、これら三組の下男と下女のカイザーペーデは、それぞれの雇主によって支払われているように思われる(MKR, S. 148)。

表14 単独世帯および2人世帯の構成類型

村落・都市名	I			II											合計
	Hh	Hf	合計	Hh + Hf	Hh + S	Hh + T	Hh + K	Hh + M	Hf + S	Hf + T	Hf + K	Hf + M	その他		
Goldberg	0	0	0	42	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	43
Brütz	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
Distelow	0	1	1	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14
Grambow	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
Sehlsdorf	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
Benthen	0	0	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	16
Welzin	0	0	0	12	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	14
Woosten	0	0	0	13	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	14
Wend. -Waren	0	2	2	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12
Kirch-Kogel	1	1	2	14	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	15
Suckwitz	0	2	2	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
Reimers- hagen	2	0	2	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
Kl. Tessin	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
Bellin	0	0	0	12	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3	16
Gr. Breesen	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
Steinbeck	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
11 Dörfer	3	7	10	141	1	0	1	0	2	1	0	0	4	150	

表作成のルールおよび略記号は表4に同じ

中世末期メクレンブルクにおける世帯の規模と構成

三人世帯の構成の内訳を示すと、表15のようになる。

ここでも、夫婦とその成人に達した息子から成る世帯が都市の三人世帯全体に占める割合はそれほど大きくはない。これに反して農村においては、夫婦とその成人に達した息子という世帯構成が最大の割合を占めている。次いで多いのが夫婦と下男から成る世帯で、両者を合計した比率は、七一の三人世帯全体の五七・七パーセントにもものぼる。

表16は、四人世帯・五人世帯および六人世帯をひとまとめにして、これらの世帯の全体的特徴を明らかにするために作成したものである。

ここでわれわれはまたもや、これまで見たのとは逆の傾向に遭遇する。つまり、この地域にあっては、四人以上の成人から成る全世帯の人口の重要な構成要素が、家長と家婦を別にすれば、都市では息子と娘であり（合わせて二五・四パーセント）、農村では下男と下女なのである（合わせて二四・二パーセント）。このような状況が生じた理由の解明は、Goldberg 市とその周辺諸村落との関係についてのより立入った分析に俟たなければならない。

家長もしくは家婦の父母や兄弟姉妹を一人以上含む世帯の比率を都市と農村について比較してみると、次のようになる。

Goldberg 市——

四人以上の成人から成る世帯の総数は十五、うち七世帯（四六・七％）

三人以上の成人から成る世帯の総数は二十九、うち十二世帯（四一・四％）

同フォークタイの管轄に属する十五村落——

四人以上の成人から成る世帯の総数は四六、うち十二世帯（二六・一％）

三人以上の成人から成る世帯の総数は一一七、うち二四世帯（二〇・五％）

表15 3人世帯の構造類型

都市・村落	Hh + Hf + S	Hh + Hf + T	Hh + Hf + K	Hh + Hf + M	Hh + T + M	そ の 他	合 計	その他の内訳			
								Hh + Hf + m	Hh + Hf + p	Hh + Hf + 1)	Hh + Hf + 2)
Goldberg	2	1	2	0	0	9	14	4	1	3	1
15 Dörfer	23	9	18	8	1	12	71	8	4	0	0

表作成のルールおよび略記号は表5に同じ。

注 1) “alia mulier“

注 2) 名前からして明らかに男であるが、世帯主との関係は不明。

表16 4人以上の成人から成る世帯の人口構成

都市・村落	Hh	Hf	S	T	K	M	その他	合 計
Goldberg	16 (23.9)	16 (23.9)	11 (16.4)	6 (9.0)	5 (7.5)	5 (7.5)	8 (11.9)	67
	(47.8)		(25.4)		(15.0)			
15 Dörfer	50 (25.8)	49 (25.3)	19 (9.8)	17 (8.8)	28 (14.4)	19 (9.8)	12 (6.2)	194
	(51.1)		(18.6)		(24.2)			

表作成のルールおよび略記号は表6に同じ。

ここでもわれわれは、これまで観察したのとは反対の現象を見出す。すなわち、この地域の場合、家長もしくは家婦の父母や兄弟姉妹を含む世帯の比率がより高いのは、農村ではなく都市なのである。

以上の観察から明らかのように、この地域における都市と農村の関係は、いくつかの重要な点で、前二節で見た地域におけるそれとは異なった姿を示している。その理由はおそらく、すでに触れたように Goldberg 市が極めて小規模で、都市と呼ばれてはいても本来の都市としての性格を十分に備えていなかったことに求められうるであろう。

そこで最後に次節では、これまで扱ったどの都市よりも大きな規模をもつ Plano 市の人口と世帯を分析し、本来の都市の特徴を素描してみたい。

V Plano 市の人口と世帯

カイザーヘーデレギスター (MKR, S. 153-161) により、Plano 市の成人人口の集計表を作成すると、表17のようになる (シュトゥールはなぜか同市を扱っていない)。

この都市でも女性人口の比率が男性人口のそれを上回っており、しかも両者のあいだには十パーセントの開きが認められ、Gadebusch 市と似たような状況を呈している。だが、成人人口全体に占める使用人の割合は、他の都市に比べてあまり大きくない。

次に、同市の世帯を規模別に分けると、表18のようになる。

表に示されているように、最も多いのは二人の成人から成る世帯で、その割合は五九・一パーセントにのぼる。二番目に多いのが単独世帯で、Plano 市はこの点でも Gadebusch 市と同じ傾向を一層はっきりと示している。これら二人世帯と

単独世帯の合計比率は全世帯の八二・七パーセントにも達しており、前工業化社会においては大家族が支配的であったという説は、ここでもその妥当性を否定されるのである。

Paris市における一世帯あたりの成人人口の平均値は、二・〇一と極端に小さい。その主要な原因の一つは、やはり同市における単独世帯の非常に高い比率（二三・六パーセント）である。またこの都市では、三人以上の成人から成る世帯の合計が全世帯に占める割合が十七・三パーセントと他の都市よりも相当に低く、これも同市における一世帯あたりの成人人口の平均値を引下げの一要因となっている。

続いて、単独世帯と二人世帯の構成の内訳をみると、表19のようになる。

女性の単独世帯の割合はここでも七四・六パーセントと、われわれが考察の対象とした都市のなかでは最も大きく、男性のそれ（二五・四パーセント）を大きく上回っている。われわれはこうした状況を、農村と比較した場合の都市の一般の特徴とみなしてさしつかえないであろう。

二人世帯に移ると、この地域においても、夫婦から成る世帯が二人世帯全体の圧倒的多数を占めている（九五・五パーセント）。したがってわれわれは、ここでもまた、夫婦とその未成年の子供たちから成る世帯が中世末期のこの地方における最も標準的な世帯構成であったという結論に到るのである。「その他」の欄に挙げられている二つの二人世帯のうち、一つは家婦とその母親、もう一つは下男と下女という構成であるが、実は後者の二人は独立の世帯を構えてはおらず、誰かの世帯に含まれていたことが記載の仕方からして明白である。しかし、史料の続き具合が曖昧であるため、誰の世帯のメンバーなのかはまったく判らない（MKR, S. 154）。

さきに述べたように、そもそも Paris市には三人以上の成人から成る世帯が相対的に少ないので、以下の考察はあまり意味がないかもしれないが、一応これまで通り順を追って見ておきたい。

表17 Plau 市の人口構成

Ma	Fr	S	T	K	M	Su	K/Su%	M/Su%	男%	女%
239	288	6	6	27	38	604	4.47	6.29	45.0	55.0

表作成のルールおよび略記号は表2に同じ。

表18 Plau 市の世帯規模

I	II	III	IV	V	VI	合計	平均
71 (23.6)	178 (59.1)	36 (12.0)	12 (4.0)	3 (1.0)	1 (0.3)	301	2.01

表作成のルールおよび略記号は表3に同じ。

表19 単独世帯および二人世帯の構成類型

I			II										
Hh	Hf	合計	Hh + Hf	Hh + S	Hh + T	Hh + K	Hh + M	Hf + S	Hf + T	Hf + K	Hf + M	その他	合計
18	53	71	170	0	0	0	1	2	0	1	2	2	178

表作成のルールおよび略記号は表4に同じ。

表20 三人世帯の構成類型

									その他の内訳	
Hh + Hf + S	Hh + Hf + T	Hh + Hf + K	Hh + Hf + M	Hh + K + M	Hf + K + M	Hf + M + M	その他	合計	Hh + Hf + m	Hf + K + l
2	4	6	13	1	1	1	8	36	7	1

表作成のルールおよび略記号は表5に同じ。

注 1) 女であることは確かであるが、世帯主との関係は不明。

表21 4人以上の成人から成る世帯の人口構成

Hh	Hf	S	T	K	M	その他	合計
16 (23.2)	15 (21.7)	2 (2.9)	2 (2.9)	16 (23.2)	17 (24.6)	1 (1.4)	69
(44.9)		(5.8)		(47.8)			

表作成のルールおよび略記号は表6に同じ。

三人世帯の構成の内訳を一覧表にして示すと、表20のようになる。

夫婦とその成人に達した息子から成る世帯が少なく、夫婦と下女という世帯構成が最も多いという点は、Gadebusch市の状況と基本的に同じである。われわれはこの点も、都市の一般的特徴に数えてよいであろう。

表21は、例によって、四人世帯・五人世帯および六人世帯を一括してこれらの世帯の全体的特徴を明らかにするために作成したものである。

この表は、四人以上の成人から成る全世帯の人口の重要な構成要素が下男と下女（合計すると四七・八パーセント）であることを示しており、これも都市に特徴的な傾向と考えて多分かまわないであろう。

VI む す び

改めて言うまでもないことかもしれないが、本稿で調査の対象に選ばれた諸都市はいずれも小さな都市ばかりである。よく知られたヘクトール・アマンによる中世都市の規模別分類に従えば、Boizenburg, Gadebusch, Plan の三都市は中位の小都市 (mittlere Kleinstadt) だ、Goldberg 市は小さな都市 (Kleine Kleinstadt) に属する。したがって、ここで得られた結論を中世末期の都市一般に押し広げることが厳に慎まなければならないが、その点を弁えたいうえで、以上の数量的分析から引き出すことのできるいくつかの重要な

な結論を簡条書きにしてまとめておけば、以下のようになる。

(一) 農村においては男性人口の比率が女性人口のそれを若干上回っているのにたいして、都市では逆に後者が前者を上回っており、しかもその差は都市の規模とともに大きくなるように思われる。

(二) 世帯を規模別に、つまり世帯を構成している成人の数にしたがって分けてみると、都市・農村の如何を問わず、二人の成人から成る世帯が最大の割合を占めている。続いて多いのは、概して都市では単独世帯、農村では三人の成人から成る世帯である。それゆえ、工業化以前の社会においては大家族が支配的であったというテーゼは、少なくともこの地方に關する限り、到底成り立ちえない。

(三) 世帯の平均的規模、すなわち一世帯あたりの成人人口の平均値は、農村よりも都市において一般に小さい。その主要な原因の一つは都市における単独世帯の高い比率であり、しかもそれらの単独世帯の大半が女性である点に都市の特徴がある。また三人以上の成人から構成される世帯の合計が全世界帯中に占める割合を比べてみると、都市よりも農村のほうが高く、これも農村における一世帯あたりの成人人口の平均値を相対的に高める一要因となっている。

(四) 都市と農村のいずれにおいても、夫婦から成る世帯が二人世帯全体の圧倒的多数を占め、かつ全世界帯にたいするその比率も極めて高い。そして大抵の夫婦には史料には現われてこない十五歳以下の子供がいたと考えられるので、われわれは、夫婦とその未成年の子供たちから成る世帯が中世末期のこの地方における最も標準的な形態の世帯構成であった、という結論に達せざるをえない。

(五) 都市の三人世帯に特徴的な点は、農村の場合とは異なつて、夫婦とその成人に達した息子から構成される世帯が僅かしか存在しないという事実である。これはおそらく、都市における農村とは違つた職業修得のあり方に關連しているように思われる。

④ 四人以上の比較的大規模な世帯の人口の重要な構成要素が、家族の核としての家長と家婦を別にすれば、都市では下男と下女、農村では息子と娘である、というコントラストが認められる。

⑤ 家長もしくは家婦の父母や兄弟姉妹を一人以上含む世帯の比率を調べてみると、三人以上の成人から成る世帯の場合も、四人以上の成人から成る世帯の場合も、都市よりも農村のほうが高くなっており、農村地域における家族的な結びつきの相対的な強さを示唆している。

本稿での統計的調査は、史料上の制約のために、静態的な断面図を描くことで終わらざるをえなかった。また数量的分析の結果を歴史的背景のなかに位置づけて解釈するということも、この論文の当面の課題を越えていた。ここに収められた統計的調査の成果は、そのようなより進んだ研究の出発点とみなされるべきものである。

(1) Engel, F., *Die Mecklenburgischen Kaiserbederegister von 1496 (Mitteldeutsche Forschungen 56)*, 1968 (ハルトの史料集 *は' MKR* に略記する)。

(2) 江戸一般帝國税は『 Gemeiner Pfennig, Türkensteuer, Schatzpfennig, Königlicher Pfennig, Reichspfennig, Kaiserbede, Reichsschatzpfennig, Böser Pfennig などの他様々な名前と史料に出ている』。

(3) Zeumer, K., *Quellensammlung zur Geschichte der Deutschen Reichsverfassung in Mittelalter und Neuzeit*, 2. Aufl., 1913, Nr. 176, S. 294-296. F・ハルトウング『ドイツ国制史』成瀬治・坂井栄八郎訳、岩波書店、一九八〇年、二八一—三三三頁。

(4) Schuler, P.-J., *Die Bevölkerungsstruktur der Stadt Freiburg im Breisgau im Spätmittelalter. Möglichkeiten und Grenzen einer quantitativen Quellenanalyse*, in: *Voraussetzungen und Methoden geschichtlicher Städteforschung (Städteforschung 4/7)*, hrsg. von Wilfried Ehbrecht, 1979, S. 143. シュラーは、別の論文で言うように、この納税基準のIからIVまでの区分は、財産構成——経済的観点からする階級区分と言い換えることもできるであらう——についての同時代人の

中世末期メクレンブルクにおける世帯の規模と構成

- イメージに相応するものであったと述べているが、その点については、Vgl. Schuler, P.-J., Die Erhebungslisten des "Gemeinen Pfenings" von 1496-1499. Eine demographische, wirtschafts- und sozialgeschichtliche Untersuchung, in: *Quantitative Methoden in der Wirtschafts- und Sozialgeschichte der Vorneuzeit*, hrsg. von Franz Irsigler, 1978, S. 135.
- (5) 残存史料の種類や状態等の詳細については、巻頭に付されたシムハルト (Roderich Schmidt) の「序論」(Einleitung) を参照された。
- (6) フランク時代の部族法においては、成人に達する年齢は様々であったが、リプアリア法の十五歳という年齢が、どの部族から出た王であれ、ドイツ国王の成人年齢とみなされていた。ところが、レオン関係が複雑になると成人年齢は引き上げられ、一三五六年の金印勅書は選定侯についてそれを十八歳と定めた。ザクセンシュビーゲルは、多分ローマ法の影響を受けて、二十五歳をもって成人としているが、後見を必要とする十二歳までと自由意志によって後見を継続することもできる十二・二十一歳までという区別を設けている (Comrad, H., *Deutsche Rechtsgeschichte*, Bd. 1, 1962, S. 397f)。カイザーヘーデの規定が十五歳をもって成年と未成年の分かれ目としている事実は、帝国のレベルにおいてはフランク時代の伝統が生き続けていたことを意味しているのだろうか。ちなみに、アダム・スミスのグラスゴウ法学講義 (アンダーソン・ノート) には次のような一文が見出される——「封建法は主に兵役を目的としていたので、また男性は十六歳で武器をもって戦うことができたので、十六歳が十二世紀までは成年の年齢であったが、その十二世紀に、その年齢の若者が武器をもって戦うことができないほどの非常に重い鎧が流行するようになった。そして、このことが成年の年齢を十六歳から現在なお続いている十二歳へと変化させたのである」(ロンル・L・シーク『スミス、マルクスおよび現代』時永淑訳、法政大学出版局、一九八〇年、一五六ページ)。
- (7) Stühr, F., Die Bevölkerung Mecklenburgs am Ausgang des Mittelalters, *Jahrbücher des Vereins für Mecklenburgische Geschichte und Altertumskunde* 58, 1893, S. 232-278.
- (8) Boizenburg 市には、表に載っている以外に二戸の未納世帯が存在するが、それらの規模と構成が判らないので、以下ではそれらを無視して分析を進める。
- (9) Stühr, a. a. O., S. 261.
- (10) *Ebd.*, S. 265.
- (11) Schuler, Die Erhebungslisten des "Gemeinen Pfenings" von 1496-1499, S. 130. 但し、シムハルト自身は、一八一九年

にメクレンブルクで行われた最初の正確な人口調査を利用して、村落とかなり小さな都市の場合は一人の成人に対して〇・六〇人の子供、約四〇〇人の成人人口を擁する都市の場合は一人の成人に対して〇・四七人の子供という比例関係を導き出し、それに基づいて中世末期メクレンブルクの人口総数を算出している (Shuhr, a. a. O., S. 242)。

(12) 表中の二六村落のうち十七村落に、合計三二戸の未納世帯が存在するが、それらの規模と構成が判らないので、それらは表に載っていない。以下でも、それらを無視して分析を進める。

(13) 筆者と同種の史料を用いてフライブルク・イム・ブライスガウ市の人口と世帯を分析したシュューラーは、次のように述べている。「給金に依存する下男や下女が独立に住んで自己の世帯を営んでいたということは、ゲマイナー・プフェニヒの記録簿に基づいて証明することができる。農業部門で働く日雇労働者も、決してみんながみんな農民の世帯に組み込まれていたわけではなかつた」(Schuler, Die Bevölkerungsstruktur der Stadt Freiburg im Breisgau im Spätmittelalter, S. 150)。「使用人 (Gesinde) の一部はその雇主のところに住んではいなかった。かれらは独自の世帯として記載され……この独立して生活している使用人の経済的従属性は、かれらの名前に添えられた『下男』や『下女』とどう呼び名によって認識される」(Ebd., S. 163)。

(14) Amman, H., *Wie groß war die mittelalterliche Stadt?* (1956), in: *Die Stadt des Mittelalters*, Bd. 1, Hrsg. von Carl Haase, 1969, S. 140.